



佐賀県公報

平成17年
11月7日
(月曜日)
第 12678号

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
史第五十 一号	佐賀県史跡	岸岳古窯跡 道納屋窯跡	一基	唐津市相知町佐里上字岸 岳 岸岳国有林1〇一林班や 2小班のうち1、四〇八 平方メートル	農林水産省

田 次

公 告

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 土地改良区の定款変更認可

教育教員公事項

- 佐賀県史跡の指定

雜 告

(如 12・111) 一

- 第十二回理容師及び美容師国家試験の実施

(財団法人理容師美容師試験研修センター) 一

理容師法(昭和22年法律第234号)第3条第1項及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定に基づき、第13回理容師国家試験及び美容師国家試験を次のとおり実施します。

平成17年11月7日

財団法人理容師美容師試験研修センター

理事長 金 田 一 郎

1 試験期日

- (1) 美容師実技試験 平成18年1月30日(月曜日)
- (2) 理容師実技試験 平成18年2月6日(月曜日)
- (3) 理容師筆記試験及び美容師筆記試験 平成18年3月5日(日曜日)

2 試験地

- (1) 実技試験 佐賀市伊勢町4番4号 佐賀高等理容美容学校
- (2) 筆記試験 北海道、岩手県、宮城県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川

佐賀県文化財保護条例(昭和五十一年佐賀県条例第111号)第11111条第1項の規定により、佐賀県史跡として次のとおり指定します。

平成十七年十一月七日

佐賀県教育委員会
委員長 杉 町 誠 一 賛

4 試験事項

- 3 試験会場 別途配布する「受験の手引」の会場案内図を参照してください。
- 4 試験事項

(1) 実技試験	(イ) 感染症
ア 理容師実技試験	(ウ) 健康管理技術
(ア) 理容の基礎的技術	ウ 理容保健又は美容保健
a カッティング	(エ) 人体の構造及び機能
b シェービング	(オ) 皮膚科学
ミディアム分髪スタイルとします。	工 理容の物理・化学又は美容の物理・化学
c 整髪	オ 理容理論又は美容理論
ネックシェービング、フェイスシェービング及び顔面処置を含みます。	試験の免除
d 分髪線のある基本整髪とします。	5 試験の免除
(イ) 理容を行う場合の衛生上の取扱い	(1) 理容師国家試験
イ 美容師実技試験	理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)第13条の規定に基づき、第12回筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、第13回筆記試験又は実技試験のうち、その合格した試験が免除されます。
(ア) 美容の基礎的技術	(2) 美容師国家試験
a 第1課題 ローラーカールセッティング	美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)第13条の規定に基づき、第12回筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、第13回筆記試験又は実技試験のうち、その合格した試験が免除されます。
(ア) 美容を行う場合の衛生上の取扱い	6 受験資格
(イ) 美容を行う場合の衛生上の取扱い	(1) 理容師国家試験
ウ 実技課題の設定条件(試験時間、技術の条件、モデルウェイティングの条件及び器具・用具の条件)及び受験者の留意事項、持参用具等については、別途配布の「受験の手引」を参照してください。	ア 理容師法第3条第3項に定める者 イ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成7年法律第109号) 附則第3条に定める者 ウ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律附則第5条第1項に定める者
(2) 筆記試験科目	(2) 美容師国家試験
ア 関係法規・制度	ア 美容師法第4条第3項に定める者 イ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律附則第3条に定める者 ウ 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律附則第5条第1項に定め
イ 衛生管理	
(ア) 公衆衛生・環境衛生	

<p>7 受験手続 試験を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出してください。</p> <p>(1) すべての受験者が提出する書類等</p> <p>ア 受験願書 イ 写真（提出の日前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦5センチメートル横4センチメートルのものに、裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。） ウ 受験手数料払込金受領証（受験願書裏面の所定の箇所へはり付けること。） エ 受験票（表面に氏名、現住所及び受験地を記入したもの） オ 氏名を変更した者は戸籍謄本又は抄本 (2) 6の(1)のア、ウ又は(2)のア、ウに該当する者が提出する書類 次のいずれかの書類を提出してください。 ア 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設の卒業証明書又は卒業見込証明書 なお、卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成18年3月17日(金)午後4時までに卒業証明書を提出してください。期日までに提出がない場合は、受験資格を満たさなかった者として、当該試験は無効となります。</p> <p>イ 第12回理容師国家試験結果通知書又は美容師国家試験結果通知書 (3) 6の(1)のイ又は(2)のイに該当する者が提出する書類 ア 厚生労働大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設の卒業証明書 イ 理容所・美容所の開設者の実地習練証明書 ウ 第12回理容師国家試験結果通知書又は美容師国家試験結果通知書 (4) 試験の免除を受ける者が提出する書類</p> <p>8 技試験合格証明書 受験に関する書類の提出期間、提出先等</p> <p>(1) 提出期間 平成17年12月12日(月)から12月16日(金)までの午前10時から午後4時まで (2) 提出先 佐賀市白山一丁目2番13号 諸永ビル3階 財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部</p> <p>(3) 提出方法 試験に関する書類は原則として持参するものとします。ただし、郵送する場合は、「理容師国家試験受験願書」又は「美容師国家試験受験願書」と書いて、書留郵便で送付してください。この場合、平成17年12月16日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。 (4) 受験に関する書類は、受付後は返却しません。 (5) 受験に関する書類の受付後は、受験希望地の変更は認めません。 (6) 受験に関する書類の提出後に、氏名又は現住所に変更を生じたときは、財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部へ直接申し出ください。</p> <p>9 受験手数料 実技試験を受験する場合の受験手数料13,000円及び筆記試験を受験する場合の受験手数料9,600円は、原則として銀行振込又は郵便振替（財団法人理容師美容師試験研修センター所定の払込用紙を用いる場合に限る。）により納付してください。この場合において、銀行振込等に要する手数料は、受験者の負担とします。</p> <p>10 受験票の交付 財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部から受験者あてに受験</p>

票に記載された現住所へ直接送付します。

11 合格者の発表

試験に合格した者の発表は、平成18年3月31日(金)午前9時に厚生労働省及び財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部にその氏名及び受験番号を掲示して発表します。また、合格した者には合格証書を同時に送付するほか、受験した者に試験結果通知書を送付します。

12 受験の手引等の配布

受験の手引、願書用紙、写真用台紙、払込用紙等を請求しようとする者は、財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部まで申し出ください。

配布の期間は、平成17年11月7日(月)から同年12月9日(金)までの期間の午前9時から午後5時までとします。ただし、この期間の土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除きます。

なお、郵送を希望する者は、封筒に希望する「受験の手引」の種類(理容師試験又は美容師試験及び実技試験又は筆記試験の別)を明記し、住所、氏名及び郵便番号を記載した返信用封筒(封筒の大きさは角形2号、縦332ミリ×メートル横240ミリメートル)に240円の郵便切手をはり付けたものを同封して財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部まで申し出ください。配布の期間に限り受け付けます。

13 問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター佐賀県支部(郵便番号840-0826
佐賀市白山一丁目2番13号 諸永ビル3階 電話0952-29-5839) 又は佐賀県
健康福祉本部生活衛生課(電話0952-25-7077)